

# 10. 日常生活・社会活動の充実のために

## (1) 移動・交通

制 度	内 容	問い合わせ先																							
自動車運転免許取得 教習費助成	身体障害者が、自動車運転免許証を取得した場合、教習費の一部を助成します。 (限度額あり。所得制限がある市町村もあります。) ※市町村によって要件・対象者等が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所町村役場 (71頁参照)																							
<p>(注) 身体障害者が運転免許を取得するには、まず、安全運転相談をして、免許の条件(自動車の改造、補聴器の使用等)が必要か確認を受ける必要があります。また、政令で定められた病気等(統合失調症、躁うつ病等の精神障害、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖、睡眠障害等)の方についても安全運転相談を受け付けています。安全運転相談は、運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター又は居住地を管轄する警察署で受け付けていますので、まずはお問い合わせください。</p> <p>※安全運転相談窓口(運転免許試験課臨時適性検査係) 〒612-8486 京都市伏見区羽東師古川町647 安全運転相談ダイヤル #8080(9:00~17:00 ※土、日、休日を除く)</p>																									
自動車改造助成	重度肢体障害者等が、就労等のために自動車を取得する場合に、その自動車の改造に必要な経費を助成します。(限度額あり。所得制限がある市町村もあります。) ※市町村によって要件・対象者等が異なりますので、各申請窓口へお問い合わせください。	市福祉事務所町村役場 (71頁参照)																							
リフト付きタクシーの 運行	民間のタクシー会社に補助をして、車いすやストレッチャーのまま乗車できるタクシーを配備しています。 料金は大型車相当分です。 〔現在運行している会社名及び営業エリア〕 ・京都タクシー(口丹地域、舞鶴地域) ・日交タクシー(福知山、綾部地域) ※市町村単位で配備されていますので、利用できない地域があります。	市福祉事務所町村役場 (71頁参照) 当該タクシー会社 ※一部の市町村のみ実施																							
駐車禁止除外指定車 標章の交付	<p>一定の要件を満たしている身体障害者等に対し、審査の上、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章が交付され、交付を受けた本人が現に使用している車両が駐車禁止等の対象から除外されます。</p> <p>身体障害者手帳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害等区分</th> <th>等級別 (※頁17~20の「等級表」参照)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級から2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級から4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級から3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能: 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>移動機能: 1級から4級</td> </tr> <tr> <td>心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級から4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級及び3級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害</td> <td>1級から3級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td>1級から3級</td> </tr> </tbody> </table>	障害等区分	等級別 (※頁17~20の「等級表」参照)	上肢不自由	1級から2級の2	下肢不自由	1級から4級	平衡機能障害	3級	体幹不自由	1級から3級	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能: 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	移動機能: 1級から4級	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級及び3級	視覚障害	1級から4級の1	聴覚障害	2級及び3級	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級	肝臓機能障害	1級から3級	<p>※必要書類 【本人が申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾患児手帳</li> <li>交付している旧標章(更新の場合) 注) 色素性乾皮症により申請される場合は、<u>医師の診断書</u>が必要です。</li> </ul> <p>【代理人のみが申請する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記手帳</li> <li>標章交付対象者の住民票</li> <li>運転免許証等の身分証明書等</li> <li>交付している旧標章(更新の場合)</li> </ul>
障害等区分	等級別 (※頁17~20の「等級表」参照)																								
上肢不自由	1級から2級の2																								
下肢不自由	1級から4級																								
平衡機能障害	3級																								
体幹不自由	1級から3級																								
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能: 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)																								
	移動機能: 1級から4級																								
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級及び3級																								
視覚障害	1級から4級の1																								
聴覚障害	2級及び3級																								
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級																								
肝臓機能障害	1級から3級																								

駐車禁止除外指定車 標章の交付	療育手帳	※ご不明な点があれば、下記問 い合わせ先までお問い合わせせ ください。  ※問い合わせ先 住所地を管轄する警察署交通課 又は警察本部交通規制課 TEL 075-451-9111(代表)				
	<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>知的障害</td> <td>重度(A)</td> </tr> </table>		障害等区分	等級別	知的障害	重度(A)
	障害等区分		等級別			
知的障害	重度(A)					
<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>精神障害</td> <td>1級</td> </tr> </table>	障害等区分	等級別	精神障害	1級		
障害等区分	等級別					
精神障害	1級					
	<table border="1"> <tr> <td>障害等区分</td> <td>等級別</td> </tr> <tr> <td>色素性乾皮症(紫外線要保護者)</td> <td>昼間に限り除外</td> </tr> </table>	障害等区分	等級別	色素性乾皮症(紫外線要保護者)	昼間に限り除外	
障害等区分	等級別					
色素性乾皮症(紫外線要保護者)	昼間に限り除外					
京都おもいやり駐車場 利用証制度	身体障害者など歩行困難な方に京都おもいやり駐車場の利用証を交付し、車いす マークの駐車場等の適正な利用を促進する制度です。  [ホームページ] URL <a href="http://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/">http://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/</a>	府地域福祉推進課 地域福祉・福祉のまち 推進係 TEL 075-414-4551				

## (2) 情報・通信・コミュニケーション

制 度	内 容	問い合わせ先
点字による即時情報 ネットワーク事業	毎日の新聞情報等の一部を希望者に点字で提供します。	丹後視力障害者 福祉センター TEL 0772-72-0609
きょうと府民だより 文字拡大版、点字版、 音声版発行	きょうと府民だよりの文字拡大版、点字版、音声版を希望する視覚障害者等に無料で郵送配布しています。	府広報課 TEL 075-414-4074
京都府ホームページ	府の施策や施設、行事などの暮らしや手続きに関する情報について、視覚障害者等が利用しやすいアクセシビリティに配慮したホームページにより発信しています。緊急性の高い情報(知事記者会見等)については、知事発言の概要を文字にして当日中に掲載し、後日、記者からの質疑応答を含めた全文の文字起こしを掲載しています。また、手話通訳をワイプで表示し、字幕を付与した動画も後日公開しています。	府広報課 TEL 075-414-4078
知事記者会見	知事発言の概要を文字にして当日中にホームページに掲載し、後日、記者からの質疑応答を含めた全文の文字起こしを掲載しています。また、手話通訳をワイプで表示し字幕を付与した動画も後日掲載しています。より緊急性の高い内容については、youtubeにおいて同時手話通訳付きのライブ配信を実施しています。	府広報課 TEL 075-414-4072
「電話お願い手帳 Web版/アプリ版」 の提供	耳や言葉の不自由な方向けに、外出先でのコミュニケーションツールとして1983年より「電話お願い手帳」(冊子版)を継続して発行してまいりましたが、近年、インターネットに接続できる携帯端末(スマートフォン、タブレット、フィーチャーフォン等)の普及が進んでいることを踏まえ、「電話お願い手帳Web版/アプリ版」を提供しております。  【アクセス方法】 ■スマートフォン向け <a href="https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/">https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/</a>	NTT西日本 <ファクスによる お問い合わせ> NTTふれあいファクス 0120-409199  <お電話による お問い合わせ> お客様相談センター 0120-019000

	<p>■フィーチャーフォン向け  <a href="https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/mobile/">https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/telephone/denwaonegai_web/mobile/</a></p> <p>これまでの紙媒体の手帳の機能をお持ちの携帯端末で実現できるように提供しております。          なお、災害等緊急時の利用を想定し、入力補助として、名前、電話番号等を事前に登録・記憶する機能を備えております。</p> <p>「電話お願手帳」(冊子版)については、「電話お願手帳Web版/アプリ版」を補充補完する手段(ツール)として、発行しております。          数に限りがありますのでご要望にお応えできない場合があります。あらかじめご了承ください。</p>	<p>受付時間          午前9時～午後5時          (土曜・日曜・祝日・          年末年始&lt;12/29～          1/3&gt;を除きます)</p>
人にやさしいまちづくり ホームページ	<p>障害のある方や高齢者の方の社会参加支援のためのバリアフリー情報等を掲載</p> <p>URL <a href="https://www.pref.kyoto.jp/f-machi/hitoyasa.html">https://www.pref.kyoto.jp/f-machi/hitoyasa.html</a></p>	<p>府地域福祉推進課          地域福祉・福祉のまち          推進係          TEL 075-414-4551</p>
障害者IT利用支援	<p>初心者から中級者までのIT講習会、ITを活用した在宅就労の相談等を行います。</p>	<p>京都障害者          ITサポートセンター          TEL 075-744-1620</p>
	<p>パソコン初心者の聴覚障害者に基本操作等について個別講習を行います。</p>	<p>京都府聴覚言語          障害センター          TEL 0774-30-9000          FAX 0774-55-7708</p>
	<p>パソコン初心者の肢体・内部・知的・精神障害者及びその人を支援する家族等に基本操作等について集合講習を行います。</p>	<p>地域生活支援センター          「きらリンク」          TEL 075-752-0106</p>
	<p>視覚障害者向けパソコン個別指導及びITに関する相談等を行います。</p>	<p>京都ライトハウス          IT相談          TEL 075-462-4400</p>
声の京都	<p>毎月、視覚障害者向けに京都に関する情報の録音版を郵送します。</p>	<p>京都ライトハウス          TEL 075-462-4400</p>
郵便等による 不在者投票制度	<p>身体に重度の障害のある有権者は、選挙の際に投票所に行って投票しなくても、自宅等現在おられる場所で郵便等により投票することができます。ただし、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。</p> <p>対象 ① 身体障害者手帳に両下肢若しくは体幹の障害又は移動機能の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者</p> <p>② 身体障害者手帳に心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸若しくは小腸の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者</p> <p>③ 身体障害者手帳に免疫又は肝臓の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者</p> <p>④ 両下肢等(※参照)の障害の程度が①～③の障害の程度に該当することにつき、市町村長が書面により証明した者</p> <p>⑤ 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者</p> <p>※両下肢等・・・両下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓、移動機能</p> <p>また併せて次に該当する方は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載を代筆させることができます。</p> <p>対象 ① 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者</p> <p>② 上肢又は視覚の障害の程度が①の障害の程度に該当することにつき、知事又は京都市長が書面により証明した者</p>	<p>市区町村          選挙管理委員会          京都府選挙管理          委員会事務局          TEL 075-414-4450</p>

手話通訳者の派遣	聞こえに障害のある方とのコミュニケーション支援のために手話通訳者の派遣を行います。(遠隔手話通訳サービスを含む)	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)
要約筆記者の派遣	聞こえに障害のある方とのコミュニケーション支援のために要約筆記者の派遣を行います。(遠隔要約筆記を含む)	市福祉事務所 町村役場 (71頁参照)
失語症者向け意思疎通支援者の派遣	失語症の方とのコミュニケーション支援のために失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行います。	京都府言語聴覚士会 MAIL: kyotost@nifty.com
電話リレーサービス	聴覚障害者等に対しサービスが提供されています。 ※要事前登録 公式HP: <a href="https://nftrs.or.jp/">https://nftrs.or.jp/</a>	(一財)日本財団 電話リレーサービス TEL 0120-528-071
盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	聞こえと視覚に障害のある方のコミュニケーション及び移動等の支援を行うため、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。	京都府聴覚言語障害センター TEL 075-841-8337 (直通)
字幕入り映像ライブラリー事業	字幕や手話を挿入したビデオテープ等を制作するとともに、制作したビデオテープやDVDの貸出しを行っています。  貸出場所 京都府聴覚言語障害センター 京都市聴覚言語障害センター 京丹後市聴覚言語障害センター 与謝郡聴覚言語障害センター 相楽聴覚言語障害センター ふない聴覚言語障害センター 福知山市聴覚言語障害センター 舞鶴市聴覚言語障害者支援センター	京都府聴覚言語障害センター TEL 0774-30-9000 FAX 0774-55-7708
対面朗読	視覚障害者に音訳者の協力による対面朗読をしています。 (府立図書館では「Zoom」を使用したオンラインでの対面朗読も行っています。)	府立図書館 TEL 075-762-4655  京都ライトハウス TEL 075-462-4400
点字図書の閲覧・貸出	点字図書の製作をするとともに、視覚障害者に閲覧・貸出をしています。	(閲覧・貸出) 丹後視力障害者福祉センター TEL 0772-72-0609  京都ライトハウス TEL 075-462-4400  (閲覧のみ) 府立図書館 TEL 075-762-4655

制 度	内 容	問い合わせ先
録音図書の貸出	録音図書の製作をするとともに、視覚障害者に貸出をしています。  〔 府立図書館では、貸出のみです。 なお、ページをめくれないなど視覚以外の障害のため活字での読書が 困難な方にも貸出をしています。 〕	府立図書館 TEL 075-762-4655  丹後視力障害者 福祉センター TEL 0772-72-0609  京都ライトハウス TEL 075-462-4400
読み書きサービス	視覚障害者に、あらゆる文書等の読みと書きを行っています。	京都ライトハウス TEL 075-462-4400
音声読書機の使用	活字を音声で読み上げる機械を利用できます。	府立図書館 TEL 075-762-4655
車椅子対応閲覧席	車椅子のまま図書を閲覧できる席を3席設けています。	府立図書館 TEL 075-762-4655
視覚障害者情報 総合ネットワーク (サピエ)の利用	視覚などの障害のため活字などによる読書が困難な方は、点字・録音図書の提供 などを行っている「サピエ」をご利用いただくことができます。	府立図書館 TEL 075-762-4655
インターネット 端末の利用	音声化ソフトが入ったパソコンで、辞書・事典類や雑誌のデータベースなどをご利用 いただけます。	府立図書館 TEL 075-762-4655
電子書籍・オーディオ ブック等サービス	府内在住もしくは府内に通学・通勤されている方は、府立図書館の図書館カード及 びマイページのご登録等をしていただくと、インターネットを通じて当館が提供する 電子書籍、オーディオブック、音楽配信サービス(ナクソス・ミュージック・ライブラ リー)が利用できます。	府立図書館 TEL 075-762-4655

### (3)文化・教養・スポーツ

制 度	内 容	問い合わせ先
障害者福祉研修会	身体障害者福祉について、研修を行うとともに社会見学等を通じて、社会参加、親 睦と交流を図ります。	京都府肢体障害者協会 TEL 075-953-0302 (三好(庶務)会計自宅)
全国障害者 スポーツ大会	障害のある選手の自立と社会参加を促進するため、生活の中で楽しむことができる スポーツ、さらに競技としてのスポーツとして振興を図ることを目的に開催されてい ます。(国民スポーツ大会開催地で開催)  <身体障害のある方> 京都府からは、前年の「全京都障害者総合スポーツ大会」の記録等をもとに選手団 を派遣します。(13歳以上の身体障害者手帳を持つ者) ・個人種目/陸上競技、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボッチャ ・団体種目/グランドソフトボール、車椅子バスケットボール、バレーボール  <知的障害のある方> 京都府からは、前年の「全京都障害者総合スポーツ大会」の記録等をもとに選手団 を派遣します。(13歳以上の療育手帳を持つ者、あるいはその取得の対象に準ずる 障害のある者) ・個人種目/陸上競技、水泳、卓球、ボウリング、フライングディスク ・団体種目/バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール、フットソフトボール  <精神障害のある方> 京都府からは、前年の「全京都障害者総合スポーツ大会」の記録等をもとに選手団 を派遣します。 (13歳以上の精神障害者保健福祉手帳を持つ者、あるいはその取得の対象に準ずる 障害のある者) ・個人種目/卓球 ・団体種目/バレーボール	府障害者支援課 TEL 075-414-4603  京都障害者 スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
天皇盃 全国車いす駅伝 競走大会	全国の身体障害者が参加する車いすによる駅伝競走大会を通じて、障害者の社会 参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に関する理解と 認識を深めることを目的としています。  ・参加資格/身体障害者手帳を持つ満13歳以上の車いす使用者等で、主催者 が認めた者ほか	京都障害者 スポーツ振興会 TEL 075-712-6006

全京都障害者総合スポーツ大会	障害のある人々が力と技を競うことにより健康及び体力の保持並びに社会参加を図るために、毎年開催されています。 ・ 競技種目／卓球パレー、卓球、水泳、陸上競技、アーチェリー、フライングディスク、ボッチャ ・ 参加資格／京都府内在住・在勤・在学する障害者手帳(身体・療育・精神)を持つ12歳以上の者等	京都障害者スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
障害者ふれあい広場「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」	障害者スポーツの振興と障害に関する理解の促進を図るため、毎年開催しています。	府障害者支援課 TEL 075-414-4603

制 度	内 容	問い合わせ先
障害者スポーツのつどい	日ごろスポーツを楽しむ機会の少ない障害者にスポーツの指導、振興を図ります。  会場：島津アリーナ京都(府立体育館)、府立丹波自然運動公園、府立伏見港公園、サン・アビリティーズ城陽、他、各地域体育館等(年度により会場が変わります。)  開催日：各会場ごとに異なります。  詳細は振興会にお問合せください。	京都障害者スポーツ振興会 TEL075-712-7010  島津アリーナ京都(府立体育館) TEL075-462-9191  サン・アビリティーズ城陽 TEL0774-53-6644
知的障害者スポーツ大会	知的障害者のスポーツの振興と知的障害者に対する理解の促進を図るため、スポーツ大会(ボウリング)を開催しています。	京都障害者スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
障害者レクリエーション教室開催事業	知的障害者のためのレクリエーション教室(ハイキング、キャンプ、音楽、料理教室等)を行います。	京都障害児者親の会協議会 TEL 075-702-1180
障害者ボランティア活動支援事業	ボランティア活動を希望する知的障害者に対し、その活動の場を提供し必要な支援を行います。	
特別支援学校スポーツ交流会	特別支援学校の生徒がスポーツを通して交流と相互理解を深めます。	京都府教育庁 指導部特別支援教育課 TEL 075-414-5834
特別支援学校文化芸術推進事業	特別支援学校の幼児、児童及び生徒が、文化芸術に直接親しむ機会や文化芸術を発表し自己表現する機会を創出し、豊かな感性を養うとともに地域との交流を深めます。	
ふれあい・心のステーション	特別支援学校の職業教育等の学習成果の発表を通じて、障害のある生徒の自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、府民との交流、企業の理解促進を図ります。	
京しごと技能検定	府立特別支援学校の高等部生徒が、学校で学んだ技術を発表し、個々の技能だけでなく、仕事に向かう態度、あいさつなどのコミュニケーションの力といった社会で必要な力について検定します。 各検定は1～10級で評価し、就労等の自立と社会参加につながる技能や態度の向上をめざしています。  種目「清掃」「接客」「介護」「パソコン実務」	
アビリンピック京都大会(障害者技能競技大会)	障害のある方々が、日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、府民の皆様へ障害のある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として開催しています。  種 目／〔共通競技〕 DTP、ワード・プロセッサ、表計算、ホームページ作成、ビルクリーニング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、電子機器組立  〔知的障害者対象競技〕 パソコンデータ入力、紙箱組立(貼り箱)  〔視覚障害者対象競技〕 パソコン操作  参加資格 京都府内在住・在勤・在学する障害者手帳(身体・療育・精神)を持つ者、またはこれに準じる判定を受けている満15歳以上の者	府雇用推進課 TEL 075-682-8913  高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部 高齢・障害者業務課 TEL 075-951-7481

きょうと障害者文化芸術推進機構 (art space co-jin)	障害のある方の文化芸術活動を支援しています。 ・ ギャラリー(art space co-jin 河原町荒神口交差点北へ20メートル 西側)での企画展・講座の開催 ・ 「アートと障害のアーカイブ・京都」の運営 ・ 共生の芸術祭の開催、芸術活動の調査、支援、相談	府障害者支援課 TEL 075-414-4599  art space co-jin TEL 050-1110-7655
京都とっておきの芸術祭	府内に居住地を有する障害のある個人又はグループを対象とする公募展(絵画、陶芸、写真、書、俳句、川柳、諸工芸の7部門) 募集時期は右記へ確認(例年7月～9月)	京都障害者芸術祭 実行委員会 府障害者支援課 TEL 075-414-4601

#### (4) 生活訓練等

制 度	内 容	問い合わせ先
視覚障害者生活訓練	視覚障害者の家庭生活、社会生活に必要な機能訓練や福祉機器の使い方などについて指導を行います。	京都府視覚障害者協会 TEL075-462-2414
ろうあ者教室	聴覚障害者を対象に系統的な手話学習などを行います。	京都府聴覚言語障害センター TEL 075-841-8337 (直通) FAX 075-841-8312
聴覚障害者社会生活教室	聴覚障害者が社会生活に必要な知識の習得を図り、あるいは意見・情報の交換をする学習教室を開催します。	京都府聴覚障害者協会 TEL 075-432-7705 FAX 075-841-8433

#### (5) 指導員・ボランティア等の養成

制 度	内 容	問い合わせ先
点訳奉仕員養成	視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、点訳の指導を行うことにより、点訳奉仕員を養成します。	京都府視覚障害者協会 TEL 075-462-2414
朗読奉仕員養成	視覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、朗読の指導を行うことにより、朗読奉仕員を養成します。	丹後視力障害者福祉センター TEL 0772-72-0609
手話通訳者養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、手話等の学習教室を行うことにより、手話通訳者を養成します。	京都府聴覚言語障害センター TEL 075-841-8337 (直通) FAX 075-841-8312 (直通)
要約筆記者養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、要約筆記(聞こえに障害のある方のために、会議や集会の内容や様子をわかりやすく書いて知らせます)の学習教室を行うことにより、要約筆記者を養成します。	
盲ろう者向け通訳・介助員養成	盲ろう者の福祉に理解と熱意を有する方に、盲ろう者向けの通訳及び移動介助を行う通訳・介助員を養成します。	
障害者スポーツ指導員の養成	京都府内に在住・在勤・在学する18歳以上で障害者スポーツの振興・普及に理解と熱意を有する方に、スポーツ活動の指導を行うことにより、障害者スポーツ指導員を養成します。	京都障害者スポーツ振興会 TEL 075-712-7010
失語症者向け意思疎通支援者養成	失語症者の福祉に理解と熱意を有する方に、失語症者の意思を理解する方法の指導を行うことにより、支援者を養成します。	府障害者支援課 TEL 075-414-4603
聞こえのサポーター養成	聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する方に、聴覚障害とはどのような障害なのか理解していただくことにより、聞こえのサポーターを養成します。	京都聴覚言語障害者福祉協会 TEL 0774-30-9000 FAX 0774-55-7708

## (6)ふれあいサロン(障害者サロン)活動状況

主な対象者	障害者						対象限定なし	問い合わせ先
	肢体障害	視覚障害	聴覚障害	知的障害	精神障害	障害の重複限定なし		
福知山市		○		○	○		○	福知山市社会福祉協議会 TEL 0773-25-3211 FAX 0773-24-5282
舞鶴市							○	舞鶴市社会福祉協議会 TEL 0773-62-7044 FAX 0773-62-7039
綾部市			○			○	○	綾部市社会福祉協議会 TEL 0773-43-2881 FAX 0773-43-2882
宇治市				○	○		○	宇治市社会福祉協議会 TEL 0774-22-5650 FAX 0774-22-5654
宮津市							○	宮津市社会福祉協議会 TEL 0772-22-2090 FAX 0772-25-2414
亀岡市				○	○		○	亀岡市社会福祉協議会 TEL 0771-23-6711 FAX 0771-24-0350
城陽市			○					城陽市社会福祉協議会 TEL 0774-56-0909 FAX 0774-56-2800
向日市	○	○	○	○	○		○	向日市社会福祉協議会 TEL 075-932-1990 FAX 075-933-4425
長岡京市			○				○	長岡京市社会福祉協議会 TEL 075-963-5508 FAX 075-963-5509
八幡市							○	八幡市社会福祉協議会 TEL 075-983-4450 FAX 075-983-5798
京丹後市					○			京丹後市社会福祉協議会 TEL 0772-65-2100 FAX 0772-65-3294
南丹市							○	南丹市社会福祉協議会 TEL 0771-72-3220 FAX 0771-72-3222
木津川市	○	○			○	○	○	木津川市社会福祉協議会 TEL 0774-71-9559 FAX 0774-72-7690
井手町							○	井手町社会福祉協議会 TEL 0774-82-3449 FAX 0774-82-3642
宇治田原町			○				○	宇治田原町社会福祉協議会 TEL 0774-88-3294 FAX 0774-88-4094
精華町				○				精華町社会福祉協議会 TEL 0774-94-4573 FAX 0774-93-2278
京丹波町			○				○	京丹波町社会福祉協議会 TEL 0771-86-1440 FAX 0771-88-0422
伊根町							○	伊根町社会福祉協議会 TEL 0772-32-1444 FAX 0772-32-0037
与謝野町			○					与謝野町社会福祉協議会 TEL 0772-43-0294 FAX 0772-43-2294

※各サロンの状況(定員等)により新規利用ができない場合もあります。